

日本貿易振興機構（JETRO）北京センターの活動について

日本貿易振興機構北京センター知的財産権部 谷山 稔男

1 はじめに

2007年7月末、私は独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）北京センターに赴任しました。当時、北京市はオリンピックを一年後に控えており、メインスタジアム「鳥の巣」や水泳会場である「水立方」も建設途中でした。以前は「洪水のような自転車の群れ」が中国の代表的なイメージでしたが、北京市の第一印象は「大都会」。交通渋滞が定期的に発生し、「自転車の群れ」はほとんど見かけません。中国の知的財産制度も1980年代に構築されており、国として30年に満たない経験しかありませんが、2008年のPCT出願件数では、中国の通信機器メーカーである華為技術有限公司が第一位となりました。中国は、今の時点でも非常に速いスピードで変化しています。

日本と中国は「一衣帯水」（海や川によって隔てられているが、近いこと。）の国とされています。しかし、特許庁での勤務中、中国を意識した経験は皆無でした。この度、縁あって中国で勤務する機会をいただきましたので、JETRO北京センター知的財産権部の業務をご紹介します。北京での日常生活についても触れたいと思います。

2 JETRO北京センター知的財産権部の活動

中国における知財事業の多くはJETROが担っています。特に北京センターは、中央政府機関に近いので、日中政府間会合や日本国政府が関与する知財活動の支援を行っています。



万里の長城

(1) 中国における知的財産関連組織

中国には、特許・実用新案・意匠を所掌する国家知識産権局（SIPO）、商標を所掌する国家工商行政管理総局（SAIC）があり、これら中央政府機関がJPOのカウンターパートです。SAICには、商標局（CTMO）と商標評審委員会（TRAB：JPOの商標審判部に相当）が設けられており、商標審査及び審判を担当しています。

SIPOは中国の「国家知的財産権戦略綱要」（知財綱要）の実施を担っています。この知財綱要は、2005年以来、国家知的財産権戦略工作指導グループ（SIPOが事務局となり、33の中央政府機関から構成される。）が取り組んできたものであり、2008年6月5日、ようやく完成し国務院より公表されました。「知財綱要」には、2020年までに中国を知的財産権の創造・活用・保護・管理能力が比較的高い国に築きあげるとの目標を掲げ、こ

の先5年間の目標として、①自主的知的財産権の水準を大幅に向上させること、②企業における知的財産権の活用を促進すること、③知的財産権の保護状況を改善すること、④知的財産権に対する認識を向上させること、を掲げています。「知財綱要」が作成されたことに伴い、国家知的財産権戦略工作指導グループは解散されましたが、「知財綱要」の実施を担うため、SIPOに新たに保護協調司が設けられました。

SIPOは、中国企業に対する支援も充実させています。2007年11月、SIPOは「知的財産権保護支援活動に関する指導意見」を発表、知的財産権保護支援センターを整備し、全国で知財保護支援のための公共サービスを展開することを表明しました。この知的財産権保護支援センターは、経済的な理由で知的財産権をめぐるトラブルの処理費用・訴訟費用を捻出できない中国国民・法人を支援するほか、解決の難しい案件に直面する中国国民や法人などの組織にもサービスを提供するものです。すでに設立認可を受けた知的財産権保護支援センターは46カ所に達しており、ここ数年内に約100カ所の知的財産権保護支援センターを設立、中国市場を主体とした知財権の創造・運用・保護・管理の能力を全面的に高めていく予定です。

(2) 特許庁と中国政府機関の会合等

①日中特許庁長官会合

JPOとSIPOとの間では、長官同士が忌憚なく意見交換をする場として長官会合が開催されています。

1994年3月、麻生JPO長官と高SIPO局長（いずれも当時）により開催された第1回長官会合以降、毎年度開催され、2008年12月には鈴木JPO長官と田SIPO局長による第15回日中特許庁長官会合が開催されました。今回の会合では、経済発展に欠かせないツールである知的財産制度の調和に向け、産業財産権情報のデータ交換、機械化、専利法実施条例改正に係る意見交換会の開催、特許審査官の相互派遣、人材育成機関間会議の継続等において協力して取組んでいくことに合意しました。

また、日中特許庁間の交流は、1978年12月、中国国家科学技術委員会が日本の特許制度を調査するために訪日したときから始まり、2008年12月に30周年を迎えました。そこで、長官会合にあわせて「日中特許庁



人材育成機関間会議

交流講演会」及び「日中知財交流シンポジウム」が開催されました。その際、SIPOは、交流30周年を記念する写真集を作成し、関係者に配布しています。

日中特許庁長官会合を開催する場合、JETRO北京センターは、JPOとSIPO間の調整をお手伝いします。会合に先立ち、議題の調整等を行わなければなりません。SIPO国際合作司アジアアフリカ処（JPO国際課の窓口）には日本語が堪能な職員が配属されていますので、日本語によるコミュニケーションが可能です。しかし、SIPO側の細かなリクエストに応えるためにはJETRO北京センターの存在が不可欠です。SIPO出張者のビザ発給が間に合わないときには、在中国日本大使館との調整も行います。

また、北京で長官会合を開催するとなれば、SIPO以外の政府機関も訪問しますので、JETRO北京センターが各訪問機関との調整を行います。2007年11月に開催された第14回日中特許庁長官会合では、その前後に科学院、CTMO、TRAB、國務院法制弁公室（日本の内閣法制局に相当）を訪問しました。

日中特許庁長官会合の下には、「日中機械化専門家会合」や独立行政法人工業所有権情報・研修館が参加する「日中人材育成機関間会議」が定期的で開催されています。当該定期会合における支援もJETRO北京センターの役割です。

②日中商標長官会合

中国における模倣品問題は商標権侵害が多数であり、日系企業も商標権の取得及び保護に注力しています。最近では、日本の地名に関する中国商標出願も話題に



商標長官会合

なっています。そのため、CTMOとのトップレベル会談も非常に重要です。JPOは、従前、CTMOと長官会合を開催していましたが、2003年11月を最後に途絶えていました。

しかし、2007年10月、日米欧商標三極会合と合わせて、4年ぶりに日中商標長官会合（第6回）が日本で再開されました。当時の商標局長である安青虎氏が訪日し、中国における審査処理の迅速化、商標法改正等の課題について意見交換を行いました。

第7回日中商標長官会合は、2008年1月、北京にて開催され、①中国企業が日米欧へ商標出願する際の手続きを紹介する商標出願手続シンポジウムの開催、②模倣品取締りに関する意見交換会の開催、について合意されました。また、中国において日本の地名・地域ブランド等が第三者によって出願登録される事例が相次いでおり、これによって日本企業等の現地でのビジネス展開に支障が生ずるリスクが増加していることから、日本の地名・地域ブランドが第三者により商標登録・出願されている問題等に関し、CTMO及びTRABでの公平且つ適切な審査の実施を要請しました。これに対してCTMOより、日本の地名等の出願については法律に基づいて厳格に判断を行い、悪意に基づく出願に対しては厳正に対処する旨回答がありました。

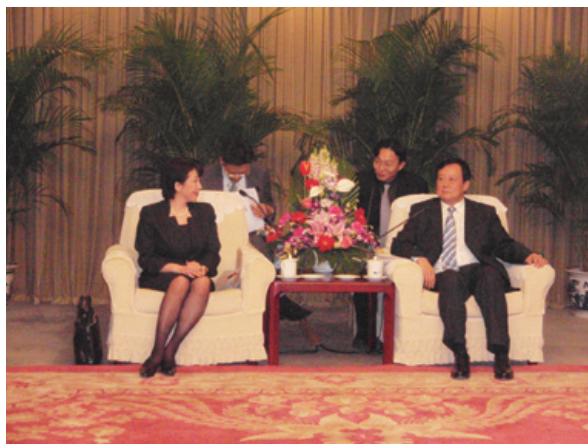
③知的財産保護官民合同訪中代表団

民間企業の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）と日本国政府は、毎年、官民合同の知的財産保護官民合同訪中代表団（IIPPF ミッション）を派遣しています。2002年度に第一回ミッションが派遣され、

その後、2008年度で第6回目になります。従来、実務レベル及びハイレベルという2回の派遣でしたが、2008年度は、実務レベルを目的に応じて細分化し、専利法改正、著作権、エンフォースメントの3回となりました。また、ハイレベルは、2002年度の第1回派遣以来となる、副大臣クラスの訪中となり、中村邦夫パナソニック会長及び高市早苗経済産業省副大臣が参加されました。

IIPPF ミッションは、3日又は4日の間に多くの政府機関を訪問し、中国知的財産制度に関する意見交換を行います。2008年度ハイレベルミッションでは、商務部（日本の経済産業省に相当）、SIPO、SAIC、国家質量安全検査検疫総局、最高人民法院、全国人民代表大会、版權局、林業局を訪問しました。また、訪問に先立ち、主な訪問機関との事前調整を行っています。今回は、中村邦夫パナソニック会長及び高市早苗経済産業省副大臣が参加されたため、商務部では日中メディアの取材がありました。このメディアとの調整もJETRO北京センターが行いました。

IIPPF ミッションで一番苦勞する点はスケジュール通りの進行です。日本とは異なり、中国の政府機関は、一か所に固まっておられません。したがって、例えば商務部からSIPOへ移動する場合、車で約30分程度を要します。珍しく雨が降ったりすると40分かかりますし、道がすいていれば25分で到着します。また、日中の担当者間で会議のシナリオを事前に調整するのですが、中国政府機関の幹部が予想外に長く話すことが少なくありません。会議中は、議事が予定通りに進行して支障なく終了することを祈っています。



IIPPF ミッション

④その他

最近は農林水産省も知的財産権に関心を有しています。特に日本の地名が中国で商標登録出願されている問題については、中国への農水産物の輸出促進を図る上で阻害要因となりかねません。そのため、JPOと農林水産省による連携が進んでおり、両者が協働してCTMOやTRABといった商標関連政府機関との意見交換を行っています。

(3) Intellectual Property Group (IPG)

中国日本商会には、知的財産に関心を有する日系企業の集まりである北京IPGが設立されています(約80社加盟)。中国には、北京IPGの他、上海IPG及び広東IPGが活動しています。JETRO北京センターは、北京IPGの事務局として、①北京IPG加盟企業全社が参加する「IPG総会」(隔月開催)、②北京IPG内に設けられ、知的財産権問題に対する戦略的な対応を検討する「IPG戦略委員会」(隔月開催)、③模倣品の摘発を行う地方取締官向けに真正品と模倣品との識別方法を説明する「真贋判定セミナー」、④中国企業の研究開発の現場を見学する「北京ハイテク企業見学会」、⑤法律改正に対する「パブリックコメントの提出」、といった活動を行っています。北京IPGの詳細な活動については、トヨタ自動車の加茂様にご紹介いただいておりますので、省略いたします。

(4) 中国専利法・専利法実施条例の改正

中国では、専利法という一つの法律が特許、実用新案、意匠の保護を規定しています。この専利法改正が、2008年12月、全国人民代表大会常務委員会で可決されました。中国では、1984年に初めて専利法が成立し、1992年に第一次改正、2000年に第二次改正が行われてきました。つまり、8年毎に法律改正が行われてきたのですが、今回の第三次改正の進捗状況を踏まえると2008年内の改正は困難であり、全国人民代表大会常務委員会の可決は2009年になるのではないかと考えていました。法律改正は、通常、全国人民代表大会常務委員会で3回の審議が必要であり、2008年8月に全国人民代表大会へ送付された専利法については、年内に3回の審議を終えることができないと考えたからです。

しかし、全国人民代表大会常務委員会では、2回の審議によって専利法の改正を了承し、結果、専利法改正の8年サイクルが維持されることになりました。

専利法改正に関するJPOの関与は、2006年度ハイレベルミッションにおいて、田SIPO局長より、日本を訪問し、JPO及び日本企業と専利法改正に関する意見交換を開催したい旨の要請から本格的に始まりました。この要請を受け、2006年9月にSIPO代表団とJPO及び日本知的財産協会(JIPA)等が4日間の意見交換を行いました。その後、SIPO改正案、SIPOから国務院法制弁公室に提出された改正案、国務院法制弁公室改正案、全国人民代表大会改正案のそれぞれに対して都合4度の意見を提出しました。最近では、SIPO条約法規司の尹司長に対する改正専利法のオンラインインタビューがSIPOウェブサイトにおいて報道されています。

専利法改正が終了した現在、改正作業は専利法実施条例に移っています。専利法実施条例の改正についても、SIPOよりパブリックコメントが募集され、SIPOと外資系企業との意見交換会(2008年12月)、SIPOとJPO・JIPAによる意見交換会(2009年1月)が開催されました。その後、SIPOから国務院法制弁公室に提出された改正案に対し、JPO、北京IPG、JIPAの三者がそれぞれ意見を提出しました(2009年3月)。

中国改正専利法は2009年10月1日に施行されます。専利法実施条例の改正に続き、審査指南(JPOの審査基準に相当)の改正が待っています。なお、中国改正専利法については、協和特許法律事務所の黒瀬弁理士による詳しい解説が掲載されていますので、省略いたします。

(5) 日中意匠制度シンポジウム

中国では、特許出願は実体審査を行いますが、実用新案出願及び意匠出願は予備審査のみが行われる無審査登録制度を採用しています。また、現行法の意匠の登録要件は日本の類似性のみであり、創作非容易性は審査しておらず、日本では登録されない意匠でも権利が付与されます。そのため、中国における意匠出願件数は2007年で267,668にのぼり、特許出願件数245,161件を超え、世界有数の意匠大国になっています。

しかしながら、2009年10月1日施行の中国改正専利法により、意匠の登録要件として創作非容易性が導



日中意匠制度シンポジウム

入されます。SIPOにおいては、今後、意匠登録の無効審判において創作非容易性を判断しなければなりません。そこで、JETRO北京センターと中国専利代理人協会(日本の弁理士会に相当)が共催し、2008年11月、「日中意匠制度シンポジウム」を開催しました。当該シンポジウムでは、日本から川崎JPO意匠課長、加藤弁理士に参加いただき、日本の意匠制度、創作非容易性、意匠権の効力について講演いただきました。また、中国から林SIPO意匠審査部長、陳裁判官(北京市高级人民法院)等より、中国の意匠制度、専利法改正による影響、司法における創作容易性について講演いただきました。シンポジウムに対しては、4段階評価のうち、4評価で81%、4及び3の評価を合わせると100%という非常に高い評価をいただきました。特に、日中意匠制度における登録要件や効力の違いについて議論できたことは、参加者にとって有益であったとの意見が多く寄せられました。

(6) 知的財産制度調査

2008年4月、読売新聞において、日本の地名や地域団体商標が正当な権限のない第三者によって中国に商標登録出願されている「商標権冒認登録出願」が報道されました。読売新聞の報道以降、商標権冒認登録出願は、マスメディアや国会、県議会等で大きな関心を引き起こし、日中商標長官会合やIIPPFミッションにおいても意見交換のテーマとなりました。地方自治体においても、その対策が検討されています。上記読売新聞の報道は、JETRO北京センターの調査結果に基づくものでした。

「青森」という中国商標権登録出願に対して、青森県がCTMOに対して異議申立を行っていたことから、他の都道府県名についても商標権冒認登録出願の存在の有無を調査する必要性を感じたからです。JETRO北京センターでは、この他、毎年、知的財産制度に関する調査報告を作成しています。商標権冒認登録出願への対策をまとめた「中国商標権冒認登録出願対策マニュアル」、北京市及び上海市の裁判所が公表した知財事件判決を基礎とした「中国知財司法統計調査」、「中国における改正科学技術進歩法等のR&D関連法規による研究開発活動への影響の分析調査」(いずれも2008年度作成)等、JPO及び日本企業にとって有益な情報の発信に努めています。

(7) 日本招聘事業

日本と異なり、中国では行政機関が模倣品取締りを行っています。裁判所による司法ルートは勿論ありますが、迅速性・費用の観点から、日系企業の多くはこの行政ルートを用いた模倣品対策を行っています。このように中国の行政機関は強い権限を有していますが、日系企業の中には、中国行政機関の権限や模倣品取締り活動について正しく理解していない企業も存在しています。逆に中国の行政機関も日系企業が直面する課題を正しく理解していない場合があります。そこで、中国行政機関を日本に招聘し、日本政府や日系企業、弁理士等と意見交換すると共に、日本としての取り組みを紹介し、日系企業の模倣品取締り活動を理解いただくことは重要です。私が赴任して以来、2007年度に



税関日本招聘



地方AIC日本招聘

は中国の税関及び質量監督局を、2008年度には工商行政管理局（AIC）及び裁判所を日本に招聘しました。日本滞在中、JPO及び経済産業省、東京税関、近畿経済産業局や日系企業を訪問し、意見交換を行いました。また、シンポジウムを開催し、多くの方々に中国政府機関の取り組みについて紹介しました。

直接会って話をすればお互いの理解が深まります。理解が深まれば、誤解による不満はなくなりますし、更なる協力も可能となります。招聘事業は、互いの垣根を外し、普段は話せないことも率直に意見交換できる非常に良い機会となっています。

(8) 講演活動

中国では知的財産に関するシンポジウムや研修が数多く開催されています。日本の知的財産制度に関心を

持つ場合も多く、JETRO北京センターにも講演の依頼が届きます。日本の知的財産制度や日系企業の取り組みを広く知らしめるため、可能な限り講演依頼を引き受けてきました。私が最初に講演したシンポジウムは、吉林省長春で開催された「第三回東北アジア貿易投資博覧会」の知的財産フォーラムでした。当該フォーラムは中国司法部副部長（副大臣相当）が来賓として参加し、日本、香港、モンゴルから知的財産制度の専門家が招かれ、各国の知的財産制度を紹介しました。また、フォーラム終了後は吉林省副省長への表敬訪問があり、地元テレビでも報道されました。地方政府は、知的財産制度を重要視する姿勢を打ち出しています。国家が知的財産保護の重要性を方針として打ち出していることから、地方政府職員・共産党員にとって知財業務が出世の近道になる、知的財産権の保護を強く打ち出すことにより外資系企業の投資を呼び込みたい、といった要因が影響しているのではないのでしょうか。

最近では技術移転に関する講演依頼も増えています。たとえば、財団法人海外技術者研修協会（AOTS）と協力して雲南省昆明で実施された知的財産研修では、特許技術移転や知財信託について日本の取り組みを紹介しました。ところで、雲南省は多くの少数民族が暮らしており、民族文化村では白族の踊りが紹介されています。また、雲南省は花卉の生産地であり、花卉市場も多く、廉価に購入することができます。例えば、雲南省花卉市場ではバラ20本を10元程度で購入できますが、北京市イトーヨーカドーではバラ1本が5元程度で販売され、バレンタインデーになるとバラ1本が10元～15元にもなります。



雲南省 白族の踊り



雲南省 花卉市場

(9) 普及啓発

JPOやJETROは模倣品対策を重要視し、中国政府との意見交換を積極的に行っています。しかし、中国政府機関からは「買う人がいるから作る人がいる。」という声を聞きます。そこで、2008年度より、JETRO北京センターでは知的財産権に関する普及啓発活動に力を注いでいます。まず、オリンピック期間中に中国を訪れる日本人、そして中国に住む日本人を対象として、日系フリーペーパーに広告を掲載しました。次に中国の若者が集まる西単という繁華街において、クリスマス商戦を迎える12月、北京市地下鉄西単駅のエスカレータ横の壁に知的財産の重要性を唱えるポスターを貼りました。ポスターは全部で18枚から構成され、パンダを使ったクイズ形式となっています。これまでのポスターにはない鮮やかなカラーを使っており、人目を惹



北京市地下鉄での広告



くデザインであったと評価を受けました。そして、北京市海淀区の電機製品市場及び自動車部品市場において、知財保護を訴える啓蒙ポスターを展開し、電気製品・自動車部品を購入する中国人に対して知的財産権の重要性を訴えました。

普及啓発は、すぐに効果が現れるものではありませんが、将来の知的財産保護にとっては非常に重要な業務です。特に、これからの中国を担う子供や若者を中心とした普及啓発活動に力を注いでいきたいと思えます。

(10) ウェブサイト、メールマガジン

JETRO北京センターは、中国知的財産情報を発信するためのツールとして、ホームページ及びメールマガジンを活用しています。

ホームページには最新のニュース、弁護士事務所・弁理士事務所リスト等を掲載していますが、最も評判の高い内容は中国の法律法規です。中国には、法律や行政法規のみならず、司法解釈や通知が数多く公布されます。これら司法解釈及び通知まで読み込まなければ制度を正しく理解することはできません。JETRO北京センターは、毎日、中国政府機関のウェブサイトにアクセスし、新しい法律法規や通知が公布されていないかをチェックしています。新しい法律法規や通知が公布されていれば日本語に翻訳し、JETRO北京センターのホームページに掲載しています。

また、中国で報道された新聞記事を日本語翻訳し、毎月、メールマガジンとして読者の皆さんに発信しています。メールマガジンは既に120号を超え、登録読者数は約2600名となっており、中国における知財活動への関心の高さがうかがえます。

(11) その他

中国でも金融危機の影響が出ています。工場の閉鎖、企業の撤退といったニュースもさることながら、模倣品の取締りに手心を加えるのではないかとの懸念が出ています。

具体的には、2008年12月、浙江省工商行政管理局が「全省民営企業の安定的発展促進に関する若干意见」を発表し、特殊な状況下における企業支援のための「三不政策」、すなわち「処罰しない、取り立てない、取上

げない」という政策が提案されています。このうち「処罰しない」政策とは、公共の安全・食品の安全・生産の安全・環境の安全に危害を及ぼす違法行為に対しては厳しい罰則を科すが、その他の一般的な違法行為については、直接的な危害を形成していないかあるいは主観的にそれほど悪質でないかと判断される場合、またすみやかに違法状態を除去することが出来る場合には、提示・警告・勧告・更生命令などを行い、一般的には処罰を行わないことをいいます。

模倣行為を明確に対象としたわけではありませんが、公共の安全・食品の安全・生産の安全・環境の安全に危害を及ぼす違法行為でないとして、警告等で済まされる恐れもありますし、取締り行政機関による自主摘発の意欲が薄れるかもしれません。模倣行為といえども地元の雇用を創出していることから、金融危機のような特殊な状況下において摘発する必要性は低いと感じているのではないのでしょうか。今のところ具体的な事例が発生したわけではありませんが、今後、注意が必要です。

3 中国における日常生活

中国での生活も1年半を過ぎました。赴任前に想像していたよりも北京は都会でした。物価は安いと言われていますが、健康や安全を考慮した生活を行うとなれば、必ずしもそうではありません。本稿の最後に、北京での日常生活をご紹介します。1元=約14円として北京での生活をご想像ください。

(1) 住居

日本人が中国に赴任する場合、住居を探さなければなりません。便利なことに、日本人を対象とした不動産会社が多数あり、私もこれを活用しました。予算や条件を予め伝えておけば、数か所をピックアップし、それぞれを案内してくれますし、契約書の調整も担当してくれます。不動産会社はアパート側から謝礼をもらうため、入居者の支払いは一切不要です。ちなみに、若い中国人が借りる部屋は、家賃が2000元～4000元/月ですが、一人では負担できないため、ルームシェアが一般的です。

北京では、オフィス、ホテル、アパート等の高層建築物が数多く建設されました。オリンピック前は、アパー

ト一棟全てを外国のオリンピック選手団に貸すため、家賃を高額にして立ち退きさせる事例もあったようです。私の知人は、1DKのアパートが月150万に値上げされたため、やむを得ず引っ越しをしました。しかし、オリンピック後、金融危機の影響もあるせいか、家賃は下がっているようです。このような状況にもかかわらず、北京では依然として新しい高層建築物が建設されており、オフィスの供給過剰になるのではないかと思います。

(2) 食生活

北京ではイトーヨーカドー(中国名:華堂)、カルフル(中国名:家樂福)、ウォールマート(中国名:沃楽瑪)といった外資系の大型スーパーがあり、アパートによっては、週に数回、上記外資系大型スーパーへの連絡バスを出しています。先に記載したように、外資系スーパーといっても製品は高くはありませんが、安くもありません。ちなみに、日本製カップヌードルが約15元/個で販売されています。横に並んでいる中国製カップヌードルが約4元/個ですので、日本の食材がいかに高いかがわかります。

我が家では、購入した野菜を数時間水に浸し、表面に付着している農薬を除去した上で料理に使っています。現地中国人が住む団地の一角にも露天市場があり、野菜、肉、魚、乳製品、衣類等が販売されています。果物は数回購入したことがあるものの、冷蔵設備のない中で販売している肉、魚、牛乳などは怖くて買ったことがありません。生卵も中国では味わえないものです。日本に帰国した際に食べる朝食は格別においしく感じます。

他方、外食するとなれば、やはり中華料理でしょう。安くておいしいですし、種類も豊富です。残った料理を持って帰ることができますので、多くの種類の料理を躊躇なく注文できます。大人数で食べれば食べるほど安くなるので、お酒を飲んでも一人60元～70元くらいでお腹いっぱいになります。ただし、ホテルや超高級な中華レストランはそうではありません。うっかり頼みすぎると、一人300元～400元にもなってしまいますので気をつけてください。また、皆さんの中には、白酒を乾杯する中国の宴会風景を想像される方も多いと思います。そのような宴会は地方に行けば多いのですが、北京市ではそれほど多くないようです。ただし、政府機関との会食ではまだまだ白酒を飲む機会が多く、SAICでは、自

分たち専用の茅台酒(白酒の高級種)を用意しています。

(3) 交通手段

食生活とは逆に交通手段は非常に安いと思います。タクシー初乗りは10元、地下鉄は2元、バスは0.4元です。ただし、バスは北京市政交通カードで支払った場合の価格であり、現金支払いの場合は1元です。北京市政交通カードは日本のスイカと似ており、保証金20元を支払ってカードを購入し、必要な金額をチャージすれば、バス・地下鉄の乗車に利用できます。中国のお金は、元、角、分となっており、1元=10角=100分ですが、1角以下のお金には無頓着です。以前、タクシーの運賃を支払おうとした際に1元札がなかったため、小額のコインを集めて支払おうとしたのですが、運転手がこれを嫌い、1元まけてくれたことがありました。

北京オリンピック期間中、ナンバープレート番号規制が課されました。末尾が奇数の車は奇数日しか運転できず、末尾が偶数の車は偶数日しか運転できないという制限です。そのためなのか、オリンピック期間中は空気もよく渋滞も少なかったため、それまでの北京市とは違った印象を受けました。オリンピックが終わった後も新しいナンバープレート番号規制が始まりました。末尾が0と5の車は月曜日に運転できない、末尾が1と6の車は火曜日に運転できないという規制です。11月になると曜日に変更され、末尾が0と5の車は火曜日に運転できない、末尾が1と6の車は水曜日に運転できなくなります。この規制は2009年いっぱい続けられます。

(4) 娯楽

中国の公園では多くのお年寄りが集まり、卓球やカード、麻雀をしています。この状況は夏でも冬でも変わりません。3月初めにロシアと国境を接する黒竜江省ハルビンを訪問しました。松花江は厚い氷が張っており、歩いて対岸に渡ることができですが、そんな寒い時期であっても公園には大勢の人が集まり、卓球やカードを楽しんでいました。

また、一部の公園は、いわゆるお見合い広場となっています。このお見合い広場には、子供の結婚相手を探す親が集まり、互いの写真や条件を提示しながら結婚相手を探しています。以前、私もこのお見合い広場

に出会ったことがありました。50~60人くらいの父親・母親が息子・娘の写真・略歴を持ち歩き、目にとまった相手があれば交渉を行います。無事結婚にまで進展する出会いがどの程度あるのか分かりませんが、結婚年齢は遅くなっていると聞いており、良いパートナーを見つけることは非常に重要な問題なのだと感じました。

ところで、中国に赴任して以来、テレビを見る機会が少なくなりました。大きな理由は、中国ではNHKのBSやワールドプレミアムしか放映されていながらです。そのせいか、NHKの朝の連続ドラマを見る楽しみを覚えました。私の朝の習慣は、「ちりとてちん」「瞳」「だんだん」「つばさ」へと続いています。

4 最後に

執筆している3月末は、そろそろ北京でも桜が咲き、花見の季節となります。しかし、多くの中国人は日本の桜を見たいと言い、桜の季節に合わせて日本旅行をします。また、今年の春節には「非誠勿擾」という映画が大ヒットしました。主人公が恋人と旅行するシーンで、北海道の雄大な自然、そして鉄道、教会、居酒屋などの日本の日常風景が映し出され、そのシーンを見た中国人が大勢北海道を旅行するという現象まで生み出しています。イトーヨーカドーに行けば、ひらがなを使った商品名も多く見られます。中国人の心の奥には、日本の文化や製品に対する憧れがあるのではないのでしょうか。だからといって、貴重な権利である知的財産権を侵害してよいことにはなりません。将来は中国企業の権利が侵害される恐れも否定できません。

JETRO北京センターとしては、中国政府機関への協力、中国国民に対する普及啓発活動を実施し、日中双方の企業が研究開発・商業活動をやりやすい環境を形成するため、努力していきたいと考えています。

profile

谷山 稔男(たにやま としお)

1989年 特許庁入庁

2007年 日本貿易振興機構北京センター赴任